

誤振込と相殺・差押え

村 田 裕

第一章 主題

口座振込とは、一般に、金融機関（銀行）の当座預金もしくは普通預金の口座を指定して、その口座に送金資金を入金する方法をいう。安全かつ簡便な手段として多用され、銀行における現在の送金為替の主流となっている。

この振込においては、基本的に振込依頼人、仕向銀行、被仕向銀行および受取人の四者が存在し（ただし同一銀行の支店間の振込の場合のように、仕向銀行と被仕向銀行が同一の場合もある）、それら相互の法律関係は、およそ次のように分類できる。

1. 振込依頼人と受取人との関係

この関係は、振込がなされるに至った原因となる関係である。この原因関係の内容（契約関係など）によって、振込（送金）の目的（意味）が異なる。例えば売買契約であれば、売買代金の支払の意味をもつし、贈与であれば、無償供与の履行の意味をもつなどである。

2. 振込依頼人と仕向銀行との関係

この関係は、振込依頼人が仕向銀行に対し支払指図を委託する委任もしくは準委任契約（振込委託契約）である。⁽¹⁾ その依頼に従って、仕向銀

行は、被仕向銀行をして、指示された金額を受取人の口座に入金する旨の支払い指図（為替通知）を実行しなければならない。

3. 仕向銀行と被仕向銀行との関係

両者間には、送金、振込、代金取立等の為替取引契約が締結されている。この契約により、全国銀行内国為替制度の加盟銀行は、内国為替取扱規則を遵守することになる。振込は、仕向銀行が自らの名義で、被仕向銀行をして、指示された金額を受取人の口座に入金記帳することを委託する準委任の関係であるといえる。⁽²⁾

4. 被仕向銀行と受取人との関係

これは、被仕向銀行と受取人との間の普通預金規定や当座勘定規定等の預金取引契約（預金約款）によって、あらかじめ包括的に、第三者から振込金が送金されたときは、それを受取人の口座に入金記帳する、つまり振込金を原資として被仕向銀行と受取人との間で消費寄託契約が締結されるとの基本関係が成立しており（委任もしくは準委任契約）、実際に振込がなされたときには、この基本関係にもとづいて個別具体的な消費寄託契約（預金契約）が締結されるという関係である。⁽³⁾

ところで、振込金が送金されてきたために、それを受取人の口座に入金記帳したところ（4の場面）、後になって、振込依頼人から、振込依頼書の受取人の記載は書き間違いであり（2の場面）、したがって記載された受取人が実在したとしても、その者とは振込をなす原因関係が存在せず（1の場面）、真実の受取人は別に存在するので、振込金を返還して欲しい旨を、直接もしくは仕向銀行を通して（3の場面）主張してきた場合に、振込金（あるいは受取人とされる者の預金）は、法的にどのような扱いがなされるべきなのだろうか。

これが、「誤振込と不当利得」として、最近のいわゆる振り込め詐欺とも関連して、議論されてきた問題であり、本稿の主題でもある。

- (1) 振込委託契約を、委任契約（もしくは準委任契約）であると解するのが通説である（田中誠二『新版銀行取引法 [四全訂版]』250頁，経済法令研究会（平成2年4月），西原寛一『金融法 [法律学全集53]』216-217頁，有斐閣（昭和43年5月），松本貞夫「振込」，鈴木祿弥・竹内昭夫（編）『金融取引法大系第3巻 [為替・付随業務]』71頁，有斐閣（昭和58年6月）など。が，「第三者のためにする契約」であるとの少数説も存する（我妻榮『債権各論上巻（民法講義 1）』119頁，岩波書店（昭和29年12月），椿寿夫「電信送金契約の性質（判批・最判 [第二小法廷] 昭和32年12月6日）」判例評論13号15-16頁（判例時報152号15-16頁）（昭和33年7月）など）。
- (2) 通説である（森本滋「為替の意義と機能」，鈴木祿弥・竹内昭夫（編）『金融取引法大系第3巻 [為替・付随業務]』17頁，有斐閣（昭和58年6月），松本貞夫「振込取引における仕向銀行の責任と組戻しの取扱い（上）EFT取引の問題に関連して」金融法務事情1137号8頁（昭和61年11月）など）。
- (3) 被仕向銀行と受取人との関係を，このような複合的な契約と解するのが多数説である（松本貞夫・前掲論文「仕向銀行の責任と組戻しの取扱い（上）」8頁〔前掲註2〕など）。

第二章 預金の成否

このような誤振込があった場合，銀行実務上は，振込依頼人の要請により，一旦開始した振込手続を取り止め，資金を逆向きに移動し，振込依頼受付前の状態に戻す「組戻し」という手続きが取られている⁽⁴⁾。が，この組戻しは，何時でも可能ではなく，受取人の預金口座に入金記帳される前でなければならない。受取人の預金口座に入金記帳された後では，必ずしも組戻しができないわけではないが，そのためには受取人の承諾が必要とされる。

入金記帳の前後で，このように受取人の承諾の要否が異なるのは，記帳の時点で，受取人の預金が成立する（受取人が振込金相当額を取得する）とされるからである⁽⁵⁾。受取人は，本来は振込依頼人からの不当利得返還請求を受けるところであるが，これを内国為替の手続の中で，仕向銀行を通して資金を逆向きに移動させることによって返還するのである。

しかし、入金記帳により受取人の預金が成立するという法理は、果たして、誤振込による振込金の入金記帳の場合にも当てはまるのであろうか。つまり、誤振込による入金記帳をもって、もともと受取る権利のない人（誤記載の受取人）の預金が成立すると考えるべきなのだろうか。このような場合にまで預金の成立を認めて、組戻しを困難にする理由があるのか、という素朴な疑問が当然に起きる。ここに、主題をめぐって議論されてきた第一の問題点がある。「原因関係のない当事者間での誤振込による預金の成否」が、これである。

この問題点については、大きく、預金の成立を肯定する考え方と、これ否定する考え方とが対立している。

1. 預金不成立説

原因関係の有無あるいは当事者の意思に重点を置き、預金は成立しないとする説。

この考え方は、当事者（振込依頼人）の意思、したがって当事者間の原因関係の有無に重点を置き、振込をなす対象者を誤ったということは、その当事者間には原因関係がないということであり、そのような相手方（受取人）に預金を取得させる理由に欠けるとするものである。比較的早い時期の裁判例と、この裁判例に賛同する学説に多く見られる。そして、この説にはさらに、錯誤を用いる説と、預金契約の解釈から導く説の二つが存する。

a. 錯誤を用いる説

振込依頼契約において、受取人の指定は重要な内容の一つであり、これを誤記載したことは「要素の錯誤」に当たる⁽⁶⁾。よって振込依頼契約は無効である。そうなると、この無効な振込依頼を前提とし、その上に積み上げられた別の契約も効力をもたないことになる。つまり、仕向銀行と被仕向銀行との間の（準）委任契約も無効となり、さらに被仕向銀行が受取人に対してなした記帳行為も無効となる。したがって受取人の預

金債権は成立するはずがない⁽⁷⁾、と説くのである。

しかし、錯誤説には幾つかの難点が存する。まず、振込依頼人と仕向銀行との間でそもそも錯誤無効が成立するのか、である。表意者に重大な過失がある場合には、たとえ錯誤であっても無効を主張することはできない(第95条但書)。誤記載をなしたことについて、振込依頼人(表意者)に重過失があると認定できるのではないかと、という問題である。(動機の錯誤にすぎないとする⁽⁸⁾もあるが、これは、表示上の錯誤の背後にある原因関係まで含めた見方であり、ここでの誤記載自体の問題とは、ずれがある。)

重過失を認める見解もある⁽⁹⁾。が、漢字仮名交じり表記でも名称の似た振込先(会社など)があって区別がつけにくいのに、ましてカタ仮名表記で振込手続きがなされること、これが重過失になるなら(軽)過失が認定されるのは一体どんな場合なのか疑問であること、「振込取引の専門家である銀行実務家でさえ誤入金を避けられないのが実状であるから、…振込依頼人に著しい注意の欠缺があるというのは酷で…ある⁽¹⁰⁾」こと等から、重過失の認定は慎重になすべきであろう⁽¹¹⁾。

しかしこの点を通過できたとしても、次に、その無効が、仕向銀行と被仕向銀行との委任契約の無効、そしてさらには被仕向銀行のなした入金記帳の無効を招来するか、という問題が存する。この無効招来の法的根拠について、「復委任(復代理)」説や「有因主義」説が唱えられている。

前者(「復委任(復代理)」説)は、振込依頼人からみれば、仕向銀行と共に被仕向銀行も依頼の相手方といってよく(被仕向銀行は(準)復委任者の立場にあるという)、振込依頼の無効を被仕向銀行に対しても主張しうる⁽¹²⁾、とする。振込依頼人と被仕向銀行との関係に関して、送金為替制度の或る側面を自然な見方で捉えたともいえる魅力的な説である。しかし、振込依頼人に対し仕向銀行と被仕向銀行を法的に同一の立場に置くというような扱いを、現行の内国為替制度は予定していないであろう。この解釈は、現行制度上、やや無理がある。

また後者(「有因主義」説)は、「入金記帳に原因関係と切断された無因性を認めるドイツ法とは異なり、有因主義を採る日本法の現在の解釈論としては、基本的には取消・無効による連動の可能性(原因行為の瑕疵が振込指図の瑕疵を導く場合があり得る)を認め、正当な利害関係を有する第三者が現れた場合に、信頼損害の賠償あるいは現存利益の縮減を認める手法で対処す」べきだと主張する。⁽¹³⁾

振込依頼人と仕向銀行との間の(準)委任契約(第一の委任契約と呼ぶ)と、仕向銀行と被仕向銀行との間の(準)委任契約(第二の委任契約と呼ぶ)が、いかなる関係に立つかの問題となる。が、第二の委任契約を無効とするには、この契約自体に無効原因が存しなければならないところ、第二の委任契約を生じさせた原因たる第一の委任契約の、その錯誤無効(誤記載という表示上の錯誤による無効)は、第二の委任契約の当事者にとっては動機の錯誤をなすだけである。⁽¹⁴⁾したがって、第一の委任契約の無効がこの委任契約と別個独立の第二の委任契約をも当然に無効とさせる、ということとはできないであろう(連動しない)。

錯誤説は、入金記帳の無効あるいは振込指図の無効の招来について、必ずしも説得力ある説明をなしえてはいない。

b. 預金契約の解釈から導く説

錯誤説が登場したのは、振込依頼人が送金を意図した相手ではないため、ともかく受取人の預金債権が成立しないという結論を導くことが眼目であったからである。が、錯誤説の蹉跎を見ながら、同じ結論を、錯誤説のように振込依頼人の側からでなく、受取人の側から導こうとしたのが、預金契約説(預金約款説)である。

この説は、被仕向銀行と受取人との間に結ばれている預金約款(預金契約)を手掛かりにして、為替送金があった場合にも預金を成立させるとの約款条項の内容を、正常なあるいは正当な送金についてのみ預金債権を成立させる旨であると解釈し、したがって誤振込金について預金債権を成立させないのが当事者双方の意思であると解すべきだ、と主張す

るのである。

「依頼人が真実振込に際し振込先ないし受取人を誤ったとしても銀行取引上は誤ったものではないとして法的に処理すべきであるというほうがむしろ非常識ではなからうか。」⁽¹⁵⁾

初期の下級審裁判例には、この理を説くものが多い。例えば、名古屋高判(民事第2部)昭和51年1月28日⁽¹⁶⁾は、「前認定の約款〔被仕向銀行と受取人との間になされた普通預金に関する約款〕により、受取人は被仕向店の受け入れた振込金について、予めなされた包括的な承諾によりこれを受け入れ、預金債権を成立させるのであるが、右約款上の受入れ承諾の意思は、客観的にも実質上正当な受取人と指定される取引上の原因関係の存在を当然の前提としているものと解され、右正当な受取人に対してでない振込の場合にまで、預金として受け入れる意思があると認めることはできない。正常な取引通念に照らしても、当事者の通常の意味を右の如く解するのが相当であるからである。」と述べる。同様の趣旨を説くものとして、鹿児島地判平成元年11月27日⁽¹⁷⁾、東京地判平成2年10月25日⁽¹⁸⁾、東京高判平成3年11月28日⁽¹⁹⁾などがある。

預金約款(預金契約)の解釈から誤振込金についての預金債権の不成立を導こうとする説である。論者にすれば、これによって錯誤説の難点(とくに振込委託の無効が何故に仕向銀行・被仕向銀行間の委任契約の無効を、さらには被仕向銀行のなした入金記帳の無効を招来するか)の理論的難点を回避することができ、また預金債権の不成立について錯誤説に拠るよりも直接的な説明ができると思われたのであろう。⁽²⁰⁾

しかし、そもそも預金約款(預金契約)の解釈が、実は一義的ではないといえる。預金債権を成立させないと読むこともできるが(そしてそのように読むことが素直で、確かに「常識的」であるとは思う)、しかし逆に、誤振込金であっても預金債権を成立させる意思であると読み込

むことも全くできないわけではなく、預金契約をそのままではいずれかの立論の根拠とするのは難しい。⁽²¹⁾ 預金債権不成立の決定的解釈とまでは考えにくい。

2. 預金成立説

ところでそのような経過を辿るうちに、最高裁は、平成8年4月26日、誤振込金であっても預金債権を成立させるとの判断を、明確に打ち出した。すなわち入金記帳を重視し、原因関係がなくとも預金は成立すると判示したのである。

「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人の間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。

けだし、前記普通預金規定には、振込みがあった場合には、これを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸らせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなく、これを遂行する仕組みが採られているからである。」⁽²²⁾

その立論は、二つの根拠によっている。一つは、前述したように、預金契約の解釈からは必ずしも預金不成立の結論を導けないこと、他の一つは、これがむしろ重要な理由なのであるが、資金移動手段としての振

込の機能性(迅速性・定型性等)の重視であり、同時にいわゆる無因性の主張でもある。この後者の根拠は、銀行関係の実務家などから強く支持されている⁽²³⁾。

この説は、振込を含む為替制度の運用について、運用者が判断しなければならない要素をできるだけ排し(あるいは、むしろ適切な判断をすることが困難なため)⁽²⁴⁾、いわば機械的な運用によって、円滑で迅速な為替決済がなされることを妥当と考えるところからも来ている。ただこのことは、機械的な運用がなされているとすることによって、その運用に係る銀行側の責任要素をできるだけ小さなものにしていく(つまり、銀行は機械的に運用しているのだから、銀行の独自の判断が必要な場面は存在せず、したがって判断に係わるような法的問題は生じないはずだ)方向に働く考え方であるともいえ、この説の背景からもそのような事情が窺えなくもない。

ただ理論的にみても、取引をどのように法的に扱うかは、各取引の性格に応じて異なる配慮が必要となる。振込のように毎日、大量かつ定型的に行われる取引についても、ある程度、その性格に沿った配慮が要求される。結局はそれがどの程度の、どのような配慮なのかが問題なのであるが、無因性の配慮を欠いてしまうことは難しいのではないだろうか。無因性を採って一律の処理で通し、問題が生じたときにはその段階で事後的に(つまり振込を有効とした上で)、個別に解決を図るほうが、比較的な判断になるが、より妥当であるように思われる。私は、この最高裁の判断を支持する。

受取人の預金債権が成立するか否かの問題は、実務上はこれによって一応は決着がついた。理論的な当否の観点からしても、預金成立説を否定しすぎるのは困難であろう。それゆえ誤振込による入金記帳によっても預金債権は成立するとの結論を前提とした上で、主題に係る問題点の解決策を考究するのがよいであろう。

3. 預金成立と組戻し

(1) 組戻しについての承諾義務

しかし、預金債権の成立と、組戻し要求が認められるか否かとは、上記の論争が問題としたほどには、実は必ずしも連動しているわけではない。もちろん預金債権が成立しなければ、振込依頼人の組戻し要求があれば、被仕向銀行には振込金（相当額）を取得する理由がないのであるから、当然にこれに応じなければならない。がこの点は、預金債権が成立したと考えると同様なのである。預金債権が成立した場合でも、受取人の承諾があれば、組戻し要求は認められている。異なるのは、受取人の承諾を得なければならないか否かだけである。

そしてここが大事なのだが、預金債権の成立によって受取人は組戻しの承諾に関して全く任意の立場にたっており、承諾しないこともできるなどというわけではないということである。

この点を明示したのが、もう一つの最高裁の判断（最決 [第二小法廷] 平成15年3月12日）である。

「受取人においても、銀行との間で普通預金取引契約に基づき継続的な預金取引を行っている者として、自己の口座に誤った振込みがあることを知ったばあいには、…誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務がうると解される。…そうすると、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、また、誤った振込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たるといふべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する。⁽²⁵⁾」

誤振込の相手方たる受取人は、誤振込であることを被仕向銀行に通知する義務を負い、誤振込であることを知りながら通知せずに引き出した

場合には、詐欺罪に該当することになる。誤振込を通知しなければならないというのは、つまり受取人にとって使用できず返還しなければならない金員であることを、被仕向銀行に伝えなければならないということであって、よって組戻し要求があったときには、当然これに応じなければならないということである。すなわち、受取人には承諾義務があるのである。⁽²⁶⁾

したがって、たとえ預金債権の成立を認める考え方によっても、誤振込の振込依頼人は、組戻し要求によって、受取人の承諾を得て（受取人は承諾義務がある）、被仕向銀行から振込金の返還を受けることができる。

そして同様に、受取人の承諾があれば、被仕向銀行も組戻しに応じる義務がある、といえる。この義務を、振込に係わる当事者（第一章で言及した振込依頼人、仕向銀行、被仕向銀行および受取人の四者）間の個別の契約関係から導こうと工夫する見解もあるが、むしろ振込制度に内在する法的関係、すなわちとくに運用者という立場から（利用者に対して）当然に要請される行動準則（誠実義務とでも呼ぶべきもの）と考えるほうがよいように思われる。⁽²⁷⁾このような誠実義務の存在意義は、被仕向銀行による受取人名義の預金債権との相殺の場面で端的に示されることになろうが、この場面だけでなく、その他の通常の場合でも求められるであろう。

そしてまた、この場合に振込依頼人は、組戻しの手続きを通して返還を受けるのが普通であろう。がそれに限らず、受取人の承諾があれば直接に被仕向銀行から振込金相当額の返還を受けることもできると解すべきである。⁽²⁹⁾

(2) 組戻しの承諾に障害がある場合

では受取人が承諾しなかったとき、または承諾できる状態になかったときには、法的にどのような対応が求められるのだろうか。この場合には、被仕向銀行および振込依頼人それぞれの側について、対応を考える必要がある。

a . 被仕向銀行の対応

受取人の承諾が得られず、または承諾を得られる状況になかったときに、受取人の意思を無視し、あるいは受取人の意思にかかわらずに、組戻しの要求に応じてしまうことはできない。勝手に組戻しに応じてしまった後に、原因関係の存在が明らかになり、むしろ組戻し要求に理由がなかった場合には、受取人から、損害賠償請求や預金返還請求訴訟⁽³⁰⁾がなされる可能性がある。

しかし、さりとて振込依頼人の組戻し要求を全く無視し、受取人の払戻し請求に応じてしまうこともできないであろう。被仕向銀行は、振込依頼人に対しても、振込制度の運用者として誠実義務をもって対応することが求められているはずであり、組戻し要求もそのような対応が求められる一場合であろうからである。後に誤振込であったことが判明したときは、今度は振込依頼人から、損害賠償請求がなされる可能性がある。

そこで被仕向銀行は、誤振込に係る預金については、組戻しの要求があった後、受取人の承諾が得られず、または承諾を得られる状況にないことがわかった時点で、振込金を留め置くべきである⁽³¹⁾。そして、他の預金部分とは切り離して管理する措置をとる⁽³²⁾ (例えば別段預金に振り替える⁽³³⁾、あるいは供託の手続を行う (民事執行法156条1項、民法494条等)⁽³⁴⁾) などの必要があろう。

b . 振込依頼人の対応

振込依頼人は、被仕向銀行の措置を見つつも、自ら行動することになる。すなわち、例えば普通預金債権のままであれば (または別段預金とされたとしても)、被仕向銀行に対し、一方でその預金債権の仮差押え⁽³⁵⁾ や預金債権の払戻しを抑止する処分禁止の仮処分をなし⁽³⁶⁾、さらに誤振込であることを主張・立証 (疎明) しての裁判外・裁判上の組戻し請求 (応じるべき組戻しに係る振込金の返還請求⁽³⁷⁾) をしていくことになろう。

また振込依頼人は、受取人に対しては、組戻しに関する承諾の意思表示 (あるいはその義務の確認) を求める訴訟を提起し⁽³⁸⁾、あるいはさら

に振込金相当額の不当利得返還請求をしていくことになる(そして、受取人に対する債務名義を得て、それをもって受取人の預金債権を差押えることもできる)。

さらには、受取人が有する、被仕向銀行に対する払戻し請求権を代位行使する方策も選択肢の一つとなる⁽³⁹⁾。すなわち、振込依頼人の受取人に対する不当利得返還請求権を被保全債権として、被仕向銀行に対し、受取人のもつ払戻し請求権を代位行使する方法である。この方法のほう⁽⁴⁰⁾が、費用の面でも、簡便さの面でも優れている。ただ債権者代位権の行使に関しては、受取人の無資力要件が問題となる。がこれは、誤振込金とそれによって成立した預金債権との強い牽連性に配慮して、弾力的に⁽⁴¹⁾解すべきであろう⁽⁴²⁾。

- (4) 委任において当事者は、受任者が委任事務を終了する以前であれば、いつでも契約を解除することができる(民法第651条)。「組戻し」の法的性質は、このような委任契約の解除であると捉えるのが一般的である。がこれについて、先になした委任契約の解除を、後から新たに委任するところの別の委任契約であると解することも可能であろう(前田達明「判批・実判」[第二小法定]平成8年4月26日」判例評論 456号34頁(判例時報1585号196頁)(平成9年2月)など参照)。
- (5) 入金記帳の時点で受取人の預金が成立するのは、預金契約(預金約款)にその根拠をもつ。「記帳」行為に特に焦点を当て、このような意味をもつことを明確に摘示したものとして、森田宏樹「振込取引の法的構造「誤振込」事例の再検討」, 中田裕泰・道垣内弘人(編)『金融取引と民法法理』145頁, 151-152頁, 有斐閣(平成12年9月)がある。「従来の学説においては、入金記帳というのは、預金債権を銀行が管理するための内部的な事務処理の一つのプロセスにすぎないと考えられてきたように思われる。しかし、入金記帳という銀行の行為は、それに一定の重要な効果が結びついたものである。……振込においては、被仕向銀行と受取人之间には普通預金・当座預金の口座開設により基本契約が設定されており、それに基づいて、被仕向銀行は受取人に対して、第三者から振込があった場合には、(受取人の受任者として)振込金を受け入れる権限と義務を付与

されている (普通預金規定3条, 当座預金規定4条)。……そして, 個別の振込金について, 被仕向銀行が開設口座に入金記帳を行うと, その時点から右相当額について増額した預金債権が成立し, その消費寄託契約の関係が発生するといえることができる。」と。

- (6) 受取人の誤記載が「要素の錯誤」に当たるか否かについては, 議論があるが, 「要素の錯誤」に当たるとするのが多数説である (牧山市治「依頼人が振込先を誤記入した場合の受取人は預金債権を取得しないとされた事例 (判批・鹿児島地判 平成元年11月22日)」金融法務事情1267号16頁 (平成2年10月), 野村豊弘・発言, (小笠原浄二ほか四名)「座談会 誤振込と預金の成否をめぐる諸問題」金融法務事情1455号22頁 (平成8年7月), など)。「要素の錯誤」であり, しかも表示上の錯誤と解するのが妥当であろう (同旨, 前田達明「振込」, 加藤一郎・林良平・河本一郎 (編)「銀行取引法講座 (上巻)」320頁, 金融財政事情研究会 (昭和51年12月), 磯村保「振込取引の規定化と契約法理」金融法務事情1198号13頁 (昭和63年9月) など)。
- (7) 牧山市治・前掲論文「(判批・鹿児島地判 平成元年11月22日)」16頁 [前掲註6], 前田達明「判批・最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日」判例評論456号33頁 (判例時報1585号196頁) (平成9年2月) など。
- (8) 参照, 鈴木正和「誤振込による預金債権の成否とその責任の帰属 (下)」手形研究497号26頁 (平成6年8月), など。
- (9) 牧山市治「(判批・鹿児島地判 平成元年11月22日)」18頁 [前掲註6], 西澤宗英「判批・東京高判平成3年11月28日」判例時報1436号191頁 (判例評論407号37頁) (平成5年1月), 野村豊弘・発言, 前掲「座談会 誤振込...をめぐる諸問題」22頁 [前掲註6], 柴崎暁「誤振込の被仕向銀行による受取人の預金債権を受働債権とする相殺 (判批・名古屋地判 平成16年4月21日)」金融・商事判例 1201号61頁 (平成16年10月15日) など。
- (10) 前田達明「判批・最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日」34頁 [前掲註7]。
- (11) 重過失の認定に厳しい態度をとる見解として, 木南敦「誤振込と預金の成否 最二小判平8・4・26をめぐって」金融法務事情1455号18頁 (平成8年7月), 岩原紳作「誤振込による受取人の預金債権の差押えに対し振込依頼人は第三者異議をなしうるか (判批・最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日)」金融法務事情1460号15頁 (平成8年9月), 牧山市治「振込の原因となる法律関係が存在しない場合における振込にかかる普通預金契約の成否 (判批・最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日)」金融法務事情1467号17頁 (平成8年11月), などがある。

なお、比較的早くからコンピュータシステムにおける錯誤の問題をとりあげていた論文の一つに、磯村保「システム契約と法律行為論」、北川善太郎(編)『コンピュータシステムと取引法 システム契約の法政策的検討』87頁、三省堂(昭和62年8月)があり、そこでは「コンピュータ端末操作のミスはどのような意味を持つのであろうか。キー操作の最後に『これでよいか?』という確認のメッセージが現れて、そのうえで確認のキーを押すような場合には、それでもなおキー操作を誤った場合には『重大な過失』があったといえるかもしれない。しかし、すでに正しくキー操作をなしたと信じている利用者にとっては、このような確認を特に注意してなすものではないとも考えられる。重大な過失の有無は、むしろこのような確認メッセージの存否ではなく、キー操作そのものの容易さ如何によって判断されるべきではないか。通常人なら間違える筈のない容易な操作であるにもかかわらず、これを誤る場合には重大な過失ありとして錯誤主張が封じられるとともに、錯誤の可能性がシステムへのアクセス方法自体に内在するものである場合には、操作の誤りをもって重大な過失と見ることができないであろう。」との指摘があった。そして、岩原紳作「電子資金移動(EFT)および振込・為替取引に関する立法の必要性(6)」ジュリスト1089号310頁(平成8年5月1日・15日)は、立法の必要性がある部分として、「EFTによる振込のメカニズム全体が、振込依頼人にとって誤りを冒しにくいものであり、振込依頼人が錯誤に気づくチャンスが十分あるようなシステムを提供する義務が、仕向銀行にあるとされるべきであろう。」と述べる。

- (12) 牧山市治・前掲論文「(判批・鹿児島地判 平成元年11月22日)」16頁 [前掲註6]。なお、同・前掲論文「(判批・最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日)」17頁 [前掲註11] も参照。
- (13) 平田健治「電子商取引と決済」、高橋和之・松井茂記(編)『インターネットと法 [第2版]』171頁、有斐閣(平成13年4月)。
- (14) 同旨、森田宏樹・前掲論文「振込取引の法的構造」161頁 [前掲註5]。
- (15) 塩崎勤「判批・東京地判 [民事第10部] 平成2年10月25日」金融法務事情1299号15頁(平成3年9月)。同旨、木南敦「誤った振込と預金の成否(判批・東京地判 [民事第10部] 平成2年10月25日)」金融法務事情1304号9頁(平成3年11月)、吉岡伸一「振込取引における法的諸問題」手形研究466号26頁(平成4年5月)、西尾伸一「誤振込金と預金の不成立」判例タイムズ777号85-86頁(平成4年4月)、山田誠一「誤った資金移動取引と不当利得(下) 最三小判平3・11・19を手がかりとして」金融法務事情1325号25-26頁(平成4年7月)、菅野佳夫「振込をめぐる諸問題」判

- 例タイムズ788号90頁 (平成4年9月), 西澤宗英・前掲論文「判批・東京高判平成3年11月28日」192頁 [前掲註9], 渡辺隆生「誤った振込依頼と預金の成否」金融法務事情1345号15頁 (平成5年2月), 滝沢昌彦「誤振込による預金債権の成否と預金債権の差押に対する第三者異議の訴えの可否」ジュリスト1018号120頁 (平成5年3月), など。
- (16) 名古屋高判 (民事第二部) 昭和51年1月28日金融法務事情795号44頁 (判例タイムズ337号260頁)。
- (17) 鹿児島地判平成元年11月27日金融法務事情1255号32頁 (判例タイムズ718号124頁)。
- (18) 東京地判平成2年10月25日金融法務事情1273号39頁 (判例時報1388号80頁)。
- (19) 東京高判平成3年11月28日金融法務事情1308号31頁 (判例タイムズ774号192頁, 金融・商事判例886号21頁)。
- (20) 滝沢昌彦・前掲論文「第三者異議の訴えの可否」120頁 [前掲註15] は, 「学説においてはこの問題は, かつては振込依頼契約の錯誤の問題として論じられたこともあるが, 現在では…取引上原因関係がない者からの振込によっても預金債権が成立するか否かという預金契約の解釈の問題として論じられる。錯誤があったのは, [振込依頼人・銀行] 間契約であるが, これを第三者のための契約と解しない限りその効力が [銀行・受取人] 間での債権の成否に論理的につながることはないと考えられ, 預金債権の成否は [銀行・受取人] 間での預金契約の解釈として解決する方がより端的に問題を捉えていると言えよう。」という。なお, 岩原紳作・前掲論文「立法の必要性 (6)」311頁 [前掲註11] 参照。
- (21) 同旨, 牧山市治・前掲論文「(判批・鹿児島地判平成元年11月22日)」18頁 [前掲註6], 前田達明・前掲論文「判批・最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日」194頁 [前掲註7]。
- (22) 最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日民集50巻5号1267頁 (判例時報1567号89頁)。
- (23) 後藤紀一「振込取引をめぐる最近の判例と問題点」金融法務事情1269号13-15頁 (平成2年11月), 鈴木正和「誤振込と預金債権の成立」判例タイムズ841号48頁 (平成6年6月), 松本貞夫・発言, 前掲「座談会 誤振込…をめぐる諸問題」21頁 [前掲註6], 菅野佳夫「原因の欠缺の振込による普通預金の成否」判例タイムズ925号95頁 (平成9年2月) など。なお, 大坪丘「判例解説・最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日」法曹時報51巻3号217頁 (平成11年3月) 参照。
- (24) 鈴木正和「誤振込みと預金者の認定」判例タイムズ746号105頁 (平成3

年3月)など。

- (25) 最決〔第二小法廷〕平成15年3月12日刑集57巻3号324頁(金融法務事情1697号49頁)。
- (26) 松本貞夫「為替金の組戻し、取消、訂正と受取人等の承諾の要否」手形研究 454号25頁(平成3年7月)。同旨、滝沢昌彦・前掲論文「(判批・東京高判平成3年11月28日)」120頁〔前掲註15〕。
- (27) 本多正樹「誤振込と被仕向銀行の相殺(下) 名古屋地判平成16・4・21に関連して」金融法務事情1734号とくに50頁, 56頁(平成17年3月)。
- (28) この種の行動準則を「外在的な法政策的価値判断」と呼ぶ説もある(三枝健治「誤振込による預金債権成立後の対応(上) 被仕向銀行による相殺の場面を中心に」みんけん 580号17, 21頁(平成17年8月))。
- (29) 名古屋高判〔民事第一部〕平成17年3月17日金融・商事判例1214号24頁は、「振込依頼人が誤振込を理由とする振込金相当額の返還を求める不当利得返還請求においては、振込依頼人の損失によって被仕向銀行に当該振込金相当額の利得が生じたものとして、組戻しの方法をとるまでもなく、振込依頼人への直接の返還義務を認めるのが相当である。」と判示する。
- (30) 中村弘明「〔実務研究会報告〕誤振込により成立した預金債権と被仕向銀行の受取人に対する貸金との相殺の可否」金融法務事情1761号36頁(平成18年2月)。
- (31) 塩崎勤・前掲論文「判批・東京地判〔民事第10部〕平成2年10月25日」18頁〔前掲註15〕, 渡辺隆生・前掲論文「誤った振込依頼」16頁〔前掲註15〕。また、菅野佳夫・前掲論文「諸問題」91頁〔前掲註15〕も、「原因関係のクレームがついた時点で、つまり悪意になった時点で、幻の預金を凍結し、振込人と受取人間、或いは銀行との紛争の決着を待って取消した上、返還請求に応じうるような指示を入力することにより、危険を防ぐことは、特に困難な作業とも思われぬ」という。
- なお、組戻し要求などがなされた場合に、それだけで、受取人の払戻し要求を拒み、振込金を留め置くことができるか否かは、本文で述べた誠実義務とも関連して、一つの問題となりうる。これについて、渡辺隆生・同右論文「誤った振込依頼」(17-18頁)は、単に組戻し要求をなすだけでなく、振込依頼人が原因関係の不存在を証明する資料を提出することが必要であり、その提出がない場合には、被仕向銀行は振込金を払い戻すことができ、このような払い戻しであれば免責される、とする。
- (32) 東京地判平成17年9月26日金融・商事判例1226号13頁は、次のように判示する。「振込取引制度を運営する銀行に対しては、振込依頼人から受取人の所在が不明であって組戻しの承諾を得ることができない事情について

- 相当の説明を受けた場合には、誤振込みをした振込依頼人に救済の機会を残すために、誤振込みの事実の有無の確認に努め、その間、受取人の預金口座に入金記帳された当該振込みに係る金員を受取人の預金とは区別して管理するなどの適当な措置をとることが望まれるところである。」
- (33) 参照、将来の制度設計を前提としてだが、森田宏樹・前掲論文「振込取引の法的構造」194頁 [前掲註5]。
- (34) 塩崎勤・前掲論文「判批・東京地判 [民事第10部] 平成2年10月25日」18頁 [前掲註15]、渡辺隆生・前掲論文「誤った振込依頼」17頁 [前掲註15]。
- (35) 振込依頼人はせめて仮差押えだけでも速やかになすべきであるとの説として、小笠原浄二・発言、前掲「座談会 誤振込...をめぐる諸問題」26頁 [前掲註6] 参照。
- (36) 菅原胞治「振込取引と原因関係(4) 決済、為替および振込理論の再構築のために 金融法務事情1363号28頁(平成5年9月)。
- (37) 参照、伊藤高義「受取人口座への誤振込金と受取人に対する銀行の貸金債権との相殺の可否 金銭取り戻しの観点からの検討 (判批・名古屋地判平成16年4月21日)」南山法学28巻4号139頁・143頁(平成17年3月31日)。ここで、振込依頼人の「金銭追及効」として、このような「誤振込金の取戻し請求権」の存在が述べられている。
- (38) 菅原胞治・前掲論文「振込取引と原因関係(4)」28頁 [前掲註36]。
- (39) 吉岡伸一「誤振込された預金について銀行が受取人に対する貸付債権をもって相殺することの可否 (判批・名古屋地判平成16年4月21日)」判例タイムズ1168号98頁(平成17年3月)、など。
- (40) 菅野佳夫「誤振込金と貸付債権の相殺 (判批・名古屋地判 平成16年4月21日)」判例タイムズ1152号110頁(平成16年9月)、三上徹「誤振込と預金の成立」銀行法務21, 645号13頁(平成17年4月)、など。
- (41) 佐伯一郎「判批・東京地判平成17年3月30日」銀行法務21, 650号54頁(平成17年9月)は、「振り込め詐欺」の事案に関してであるが、「第三債務者が債務者に対して負担している金銭債権と債権者の被保全債権との間に強い牽連性が認められ、これから債務者の他の債権者を排除したとしても不公平とはならないような場合には、債務者の無資力を要件とすることなく、債権者代位権(正当型)の行使を認めても、実害を生じないはずであ[り、]...『誤振込』の場合にも、これを用いることができないだろうか」と主張する。
- (42) 三上徹・前掲論文「預金の成立」13頁 [前掲註40] など。なお反対、三枝健治「誤振込による預金債権成立後の対応(下) 被仕向銀行による

相殺の場面を中心に」みんけん581号20頁(平成17年9月)。

第三章 受取人の他の債権者との関係

1. 被仕向銀行による相殺 被仕向銀行が受取人の債権者であった場合に、誤振込により成立した預金と相殺することができるか

a. 組戻しの要求があった後に、相殺を行うことは許されない。

振込制度の運用者として、被仕向銀行は、この制度に対する信頼を保持し、関係当事者とくに利用者の利益に反する行動をとることはできない責任が当然にあり⁽⁴³⁾、その責任は、銀行の誠実義務として現れる。誤振込であるとの主張が振込依頼人よりなされたため、誤振込であることを知りつつ、振込依頼人の振込金回収に先立って相殺による回収を優先的に図ることは誠実義務違反となり(実質は信義則違反)、許されるべきではなかろう。この場合に相殺を許すのは預金債権の成立を奇貨とした「屁理屈」⁽⁴⁴⁾であるとの非難さえ生じるのも、もっともである。

「庶民感覚で考えても、本来受取る筋合のない他人の金が、偶々間違って振込まれてきたという事実を知りながら、他人の金も俺の金、とは考えない筈であろうし、窮鳥懐に入れば獵師も之を殺さずとの諺もある。誤振込とは知らずにした差押えの場合と、重々誤振込と知り尽した上に、組戻し依頼もはねつけての相殺の評価が、同じであろう筈はない。」⁽⁴⁵⁾

このときに参照されるのが、騙取金による弁済に関する最高裁判決である。

「いま甲が、乙から金銭を騙取又は横領して、その金銭で自己の債

権者丙に対する債務を弁済した場合に、乙の丙に対する不当利得返還請求が認められるかどうかについて考えるに、騙取又は横領された金銭の所有権が丙に移転するまでの間そのまま乙の手中にとどまる場合にだけ、乙の損失と丙の利得との間に因果関係があるとすべきではなく、甲が騙取又は横領した金銭をそのまま丙の利益に使用しようと、あるいはこれを自己の金銭と混同させ又は両替し、あるいは銀行に預入れ、あるいはその一部を他の目的のため費消した後その費消した分を別途工面した金銭によって補填する等してから、丙のために使用しようと、社会通念上乙の金銭で丙の利益をはかったと認められるだけの連結がある場合には、なお不当利得の成立に必要な因果関係があるものと解すべきであり、また、丙が甲から右の金銭を受領するにつき悪意又は重大な過失がある場合には、丙の右金銭の取得は、被騙取者又は被横領者たる乙に対する関係においては、法律上の原因がなく、不当利得となるものと解するのが相当である。」⁽⁴⁶⁾

もちろん誤振込金と騙取金とでは、事案が異なる。⁽⁴⁷⁾しかし、本来渡されるべきでない金員が返済（弁済）に充てられた点では、両者は共通している。⁽⁴⁸⁾すなわち、「金銭価値の帰属主体でない金銭の占有者が、これを不当に自己または第三者の利益のために供したということが問題の中心⁽⁴⁹⁾をなす」のである。

しかしこの場合、もし相殺が行われてしまったときは、その相殺は有効だろうか。相殺権濫用として無効とする解釈もありうる。相殺権濫用として無効との解釈を採るならば、⁽⁵⁰⁾預金債権は受取人に帰属したままであり、振込依頼人は、第二章で述べた対応をすればよい。すなわち振込依頼人は、被仕向銀行に対し、裁判外・裁判上の組戻し請求（応じるべき組戻しに係る振込金の返還請求）⁽⁵¹⁾をなすことができる。この場合、被

仕向銀行が相殺の有効であることを前提に受取人に対する担保等を解除してしまっていたような場合には、明示された（もしくは明示を強く推認しうる）動機の錯誤による解除として、解除自体が無効となろう。

他方また、相殺は有効であるとしつつ、相殺によって得られた利益は不当利得であるとして、その返還をはかる解釈もありうる。相殺は有効との解釈を採るならば、預金債権は消滅し、他方、相殺による利益は、受取人と被仕向銀行の両者が得たことになる。そこでこの場合には、振込依頼人は、両者のいずれかに対し、その利益を不当利得として返還を求めていくことになる⁽⁵³⁾。受取人と被仕向銀行は不真正連帯の関係に立つことになるろう。

b. 組戻しの要求がなされる前に、相殺を行うことは許される。

それでは、被仕向銀行が、誤振込であることを知らずに相殺した場合には、この相殺は法的にどうなるか。

騙取金による弁済の判例に倣うならば、誤振込であることについて善意（・無重過失）であった場合の相殺は有効であるということになるろう。つまり、誤振込であるとの通知があるか、あるいは組戻し要求が出される前になされた相殺は有効であり、振込依頼人としては、受取人に対し不当利得返還請求をすることができるにとどまることになる⁽⁵⁴⁾。

ただし、組戻し要求が出てからでは相殺による回収をはかれないということになると、被仕向銀行としては振込がなされたときには直ちに相殺することで（あるいは停止条件付相殺契約の締結や、相殺予約の完結権の行使をなすことで）、不当利得になるのを回避しようとする動きを見せるかもしれない⁽⁵⁵⁾。そこで、そのような事態に備えて、誤振込であることを振込依頼人が気付くであろう相当の時期までは、被仕向銀行は、相殺の手段をとれないと解すべきであろう。この時期については、（為替取扱規則に盛り込まれるのがよいが、）解釈論としては、「一般の経理事務処理からして一両日」とする説もあるが⁽⁵⁶⁾、振込依頼人が必ずしも法人や商取引に長じた者であるとは限らないこと、本来の受取人から未入

金との連絡を受けて銀行へ照会がなされる時間等を考えると、一つの目安として、クーリングオフ期間との対比の点も踏まえて、5日間としてもよいのではなかろうか。

したがって、被仕向銀行は、振込みがなされてから5日間は、その振込金を受動債権として相殺をはかることはできず、その期間を過ぎて後に、相殺がおこなえるようになると思うこともできるであろう。ただし、とくに「5日間」に固執はしない。要は、どの程度の期間を経れば、振込依頼人が誤振込に気付くべきかなのである。

なお、その期間を過ぎてても、相殺を行わないでいる間に組戻し要求が出てきたときは、その後には、とりあえず、相殺は行えなくなる。これに対し、組戻し要求の可能な期間を設け、その期間を徒過すれば組戻し要求自体を制限するかのよう⁽⁵⁷⁾な説もあるが、賛成できない。誤振込の主張そのものを期間を設けて制限すべきではなく、その主張の受け入れられない合理的具体的な事由によって制限を図るべきである。

2. (被仕向銀行を除く) 受取人の債権者が預金債権の差押えによって債権回収をはかってきた場合に、振込依頼人は、どのような措置をとれるか

(1) 被仕向銀行の対応

a. 差押えが先にある場合

被仕向銀行は、差押え債権者が受取人の預金債権を取り立ててきた場合には、(その取立が振込依頼人からの組戻しの要求などがなされる前であれば、)これに応じることになる。応じなければ、取立訴訟を提起される可能性が出てくる。

支払いに応じた後に、その預金債権が誤振込であったことが明らかになっても、被仕向銀行は、善意・無過失であれば、準占有者弁済(第478条)の条項により保護され、二重に支払わねばならなくなるような事態は免れよう。

b. 組戻し要求などが先にあり、その後に差押えがなされた場合

(組戻しの要求などがなされたものの受取人の承諾が得られなかったなどの場合には、まず前述「第二章3(2)承諾に障害がある場合」の措置をとらなければならない。)

次に、この措置をとらない間に差押えがなされた場合、差押え債権者の取立に直ちに応じることには問題があろう。このときには、その金員の支払いを拒絶し(支払いを拒絶した場合に取立訴訟を提起された結果敗訴し、被仕向銀行が支払いを余儀なくされた後に、その金員が最終的には振込依頼人に帰属すべきものであることが分かったときには、被仕向銀行は善意・無過失の弁済として免責される)、あるいは供託すべきであらう。⁽⁵⁸⁾

なお、組戻し要求などが、差押えとそれに対する支払い(取立)のちょうど中間になされた場合、すなわち差押えの後に、組戻し要求などがあった場合には、(受取人が組戻しを承諾したとしても、被仕向銀行は組戻しに依拠してはならないであらう)、被仕向銀行は、組戻しをせず、かつ差押え債権者の取立にも直接には応じないで、同様に、供託の手続をとるべきであらう。⁽⁵⁹⁾

(2) 振込依頼人の対応

最高裁は、これについて振込依頼人の第三者異議を認めないという態度をとった。

「振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにかかわらず、振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者ががした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできないといふべきである。」⁽⁶⁰⁾

この判決で最高裁は、誤振込による預金の成立を打ち出すとともに、第三者異議を許さなかった。本件の下級審判決（地裁判決・高裁判決）を覆しての判断であり、それまでの下級審判決の大勢や、それら下級審の判断を支持していた学説の大勢とも異なる判断である。

この判決は、振込依頼人の誤振込金と、受取人の（誤振込金相当額）の預金債権とは、法的に全く別のものであり、その関連性を追及することはできないとの含意をもっている。だから、まさにこれら両者の関連性のゆえになす第三者異議を認めないのは、この含意からすれば当然なのである。

しかし、こうあっさり切り切られて済まされたのでは、振込依頼人の利益の没却が甚だしく、差押え債権者との利益衡量の観点からすると、いかにも公平に欠けるという思いを禁じ得ない。

最高裁の判断や、これを支持する学説等には、債権者が、債務者の預金債権から弁済を受け、または差押えや取立をしたところ、後になって、その預金債権は実は誤って振り込まれた金員であると知らされ、ために差押えが「空振り」となったり、あるいは弁済もしくは取り立てた金員を返還しなければならなくなるのでは、振込金によって成立したような種類の預金債権からの弁済や強制執行が非常にし難いものとなり、実体法上の取引の安全や、それに対応するいわば強制執行の安定性が損なわれ、ひいては振込制度に対する信頼が揺らぐことになるという危惧が存している。次のような疑問であり、この疑問には確かに一理ある。

「銀行として振込による入金について、それが何時振込依頼人の気持ちの変化から、一旦振込手続を完了したものを、何日も経過してから、『あれは勘違いで振込をしてしまった』とあって、入金を取り消されたのでは銀行の振込取引は安心して扱えないことになる」⁽⁶¹⁾

[意図的に誤振込と偽る例として紹介されている事例] 「不渡

りを出したと同時に振込があり、仕向行より誤振込につき組戻し依頼が来たものの、取引先に照会したら、経営不振な仕入先と舐められて、踏み倒しを図るべく、支払いを散々引延ばされていた正当な売掛債権であるが、仕入先の倒産必至と見て、支払いを渋っていたものの、已むなく一部振込んだ途端、仕入先の不渡り発生を聞いて、仕向行には誤振込と称し、取戻しを図ろうとしたもので、似たような例は、少なからず経験した。勿論、取引先は組戻しを拒絶した。商売の世界においては、生馬の眼を抜く云々を、その度に見せつけられたものである。」⁽⁶²⁾

ところが他方、この預金債権は、受取人が誤振込であることにつき悪意もしくは重過失によって払い戻した場合には詐欺罪に問われる金員である。つまり、事実上払い戻し自体が許されないものであり、受取人が任意に引き出して使用すること（例えば債権者等に弁済する等）のできない金員である。というのは、そもそも、この金員は受取人に帰属すべきものではないからである。にもかかわらず、それを差押えによってならば、受取人に帰属しているものとして弁済に回すことができるという説明は、十分な理解を得難いところであろう（次に引用のいわゆる「棚ぼたの利益」論）。

「受取人口座の差押債権者に対する振込依頼人の第三者異議訴訟に限っていえば、銀行は、単に第三者異議訴訟判決の結果に従えばよいのであるから、判断リスクを負うことはない。それなのに銀行保護を理由に、振込依頼人の正当な利益を無視して、受取人の債権者に棚ぼたの利益を与える本判決 [最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日] には、割り切れないものを感じざるをえない。」⁽⁶³⁾

そこで、この隘路を打開しようとして、振込依頼人は第三者異議の訴

えを提起して、強制執行の不許を求めることができるが、そのためには差押え債権者に悪意・重過失が必要であるとの説が登場した。⁽⁶⁴⁾この説と、差押え債権者の善意・悪意を全く問わずに振込依頼人は返還を受け得るとする説とが、⁽⁶⁵⁾対立する。後者は、受取人に帰属すべきでない金員、すなわち受取人による払戻しの不能な金員という点を大きく強調した見解である。善意で差押えや、取立て（もしくは転付）を行った債権者の利益と、誤振込であるため本来ならば返還を受け得る振込依頼人の利益との比較衡量となる。私は現時点では、前者、すなわち差押え債権者に悪意・重過失が必要との説を支持したい。⁽⁶⁶⁾この説のほうが無難であろう。後者の説は、利益衡量からすると、振込依頼人側へ傾き過ぎるのではなからうか。

ところでこの場合に、悪意・重過失は何時の時点で判定されるべきか、の問題がある。悪意・重過失の存在（判定）基準時としては、差押えの時点、取立に入った時点、取立を完了した時点など、複数の時点を考える。これについて、差押えの時点と解する見解もあり、あるいは、取立を完了した時点（回収時点）⁽⁶⁷⁾と解する見解もある。この場面でも、差押え債権者と振込依頼人との利害調整をどこに置くかが求められているわけである。誤振込をしたことに気付くまでには或る程度の期間の経過が必要であろうことを考慮すると、取立完了時点（回収時点）を基準時とするのが適切であるように思われる。その結果、差押え時に善意であっても、取立完了時までには誤振込による預金債権であることを振込依頼人等によって知らされたときは、それ以後は差押え債権者は悪意になったといえるだろう。

また、第三者異議の訴えを提起する間もなく、悪意・重過失の差押え債権者の取立が完了してしまった場合には、相殺の場合と並行に考えるならば、振込依頼人は、両者のいずれかに対し、振込金相当額を不当利得として返還を求めていくことになるであろう。⁽⁶⁹⁾受取人とその差押え債権者は不真正連帯の関係に立つことになるだろう。

- (43) 参照, 木南敦・前掲論文「預金の成否」16-17頁 [前掲註11]。
- (44) 石井眞司「振込依頼人の受取人口座誤記による振込と右受取人の預金債権の成否 最小平8・4・26の影響」金融法務事情1461号5頁(平成8年9月)。
- (45) 菅野佳夫・前掲論文「(判批・名古屋地判平成16年4月21日)」105頁 [前掲註40]。
- (46) 最判 [第一小法廷] 昭和49年9月26日民集28巻6号1249-1250頁。
- (47) 松岡久和「受取人を誤記した誤振込による預金債権の成否 (判批・最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日)」『平成八年度重要判例解説』ジュリスト臨時増刊1113号75頁(平成9年6月10日), など。
- (48) 本多正樹「誤振込と被仕向銀行の相殺(上) 名古屋地判平成16・4・21に関連して」金融法務事情1733号44頁(平成17年3月)。
- (49) 磯村保「騙取金銭による弁済と不当利得」, 石田喜久夫・西原道雄・高木多喜男先生還暦記念論文集・下巻『金融法の課題と展望』268頁, 日本評論社(平成2年12月)。
- (50) 理由付けはともかく, 相殺無効の解釈を採る説として, 木南敦・前掲論文「預金の成否」17頁 [前掲註11], 菅野佳夫・前掲論文「(判批・名古屋地判平成16年4月21日)」109頁 [前掲註40] など。
- (51) ただし, 被仕向銀行があくまでも(裁判外の)組戻しに応じない場合には, 不当利得返還請求をなすことも可能とする余地がある。「組戻しをしても解消できるが, [被仕向銀行] が拒否している限り, 無理である。要は, [振込依頼人] の誤振込がなかった状態, 現状回復ができればよいのであるから, [振込依頼人] の請求原因を無にしないためには, [被仕向銀行] に直接利得ありとして [振込依頼人] に返還させるのが, 可能且つ簡明な方法である。[被仕向銀行] には, 貸付債権も復活するが, 預金債権も復活する。つまり誤振込金分相当額は, 回収可能な貸付債権として復活するが, 誤振込なかりせば, 本来の回収不能債権に戻る筈だから, この誤振込金相当のみせかけの回収可能性が, [被仕向銀行] の利得と言えよう」(菅野佳夫・前掲論文「(判批・名古屋地判平成16年4月21日)」111頁 [前掲註40])。

相殺が無効とすればただ相殺がなかっただけの状態に戻るだけで, 受取人はともかく, 被仕向銀行には何ら利得は生じていないとの批判は, 確かに頷ける部分もあるが, 組戻し要求も, 後述するように物権的追及効とはいえ, 債権よりも強い効果をもたせるべきとの考えから生じたもので, 物

権自体にもとづく請求権とみているのではない。そのため実質は、他の債権者を排除しうる不当利得返還請求ということもできなくはなく、この観点から見れば、不当利得返還請求を認めても、多くの論者が批判するほどに不可解なわけではない(転用物訴権の適用(応用)例とみることもできなくはないが、そのように解する必要がとくにあるとも思えない)。名古屋地判〔民事第八部〕平成16年4月21日金融・商事判例1192号14頁は、不当利得返還請求を認める。

- (52) 相殺有効との解釈を採る説として、菅原胞治・前掲論文「振込取引と原因関係(4)」28頁〔前掲註36〕など。
- (53) 両者のうち、被仕向銀行に対する不当利得返還請求を認めたものとして、前掲・東京地判平成17年9月26日金融・商事判例1226号8頁〔前掲註32〕がある。が、その認定事実の中では、受取人に対する不当利得返還請求も、この判決の前に、別の判決(東京地判平成16年1月22日。ただし、被告・受取人の欠席裁判)によって認められたことが指摘されている。
- (54) しかし、被仕向銀行の善意・悪意を問わず、誤振込に係わる預金債権の相殺においては、被仕向銀行に不当利得が発生すると明確に述べる説もある(岡本雅弘「誤振込と被仕向銀行による相殺(下)」金融法務事情1752号とくに40頁(平成17年10月))。
- (55) この点を指摘する論説として、麻生裕介「誤振込みにおいて振込依頼人から金融機関への不当利得返還請求が認容された事例(判批・東京地判(民事30部)平成17年9月26日)」金融・商事判例1228号9頁(平成17年11月)がある。すなわち、「銀行が組戻しを受ける前に相殺を敢行してしまったような場合には救済の対象外となる。振込依頼人の側からみれば、およそ誤振込金相当額については本来的に振込依頼人に帰属すべき経済的価値であるはずである。仮に銀行が、本判決〔東京地判平成17年9月26日〕を踏まえて、受取人の口座に入った金員については、即時に相殺を実行するという実務を採用した場合には振込依頼人が全く救済されないという点が、本判決のもう一つの問題点といえる」という。
- (56) 佐々木修「誤振込金と貸金の相殺の可否(判批・名古屋地判平成16年4月21日)」銀行法務21, 640号31頁(平成16年12月)。
- (57) 佐久間弘道「誤振込の事後処理対策を考えるべき」手形研究481号1頁(平成5年7月)、本多正樹・前掲論文「被仕向銀行の相殺(下)」55頁〔前掲註27〕。
- (58) 塩崎勤・前掲論文「判批・東京地判〔民事第10部〕平成2年10月25日」18頁〔前掲註15〕。
- (59) 渡辺隆生・前掲論文「誤った振込依頼」17頁〔前掲註15〕。

- (60) 前掲・最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日民集50巻5号1270-1271頁 [前掲註22]。
- (61) 鈴木正和・前掲論文「預金者の認定」104頁 [前掲註24]。
- (62) 菅野佳夫・前掲論文「(判批・名古屋地判 平成16年4月21日)」110頁 [前掲註40]。なお、「誤振込をしたとの主張をしてきたとしても、その主張が正しいとは限らない。原因関係上の紛争を有利に解決するための口実かもしれないのである」との疑念もある(松岡久和「誤振込事例における刑法と民法の交錯」刑法雑誌43巻1号102頁(平成15年7月))。
- (63) 岩原紳作・前掲論文「(判批・最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日)」14頁 [前掲註11]。
- (64) 中田裕泰「判批・最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日」法学教室194号131頁(平成8年11月)。ほぼ同旨のものとして、吉田光碩「普通預金取引における預金者の認定とその法的性質」法律時報77巻1号(通巻952号)70-71頁(平成17年1月)など。
- (65) 参照、松岡久和・前掲論文「(判批・最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日)」75頁 [前掲註47]。伊藤高義・前掲論文「(判批・名古屋地判平成16年4月21日)」143頁 [前掲註37] も同旨のようである。
 そして、この考え方に親近するものとして、直接的には債権者が任意弁済を受けた場合の事案としてであるが、弁済を受けた債権者が弁済受領時には善意であってもその後悪意となれば、同様に不当利得返還請求を認めるべきとする説もある(牧山市治「[金融判例研究会報告] 銀行による貸付債権と誤振込にかかる預金との相殺が不当利得となるとされた事例」金融法務事情1770号88頁(平成18年5月))。
- (66) 同旨、伊藤進・発言「鼎談・金融法務を語る 振込依頼人による誤振込みをめぐる法律問題」銀行法務21, 524号30頁(平成8年1月)、岡本雅弘「振込により成立した預金の払戻請求」金融法務事情1733号5頁(平成17年3月)。
- (67) 岡本雅弘「振込により成立した預金の払戻請求」金融法務事情1733号5頁(平成17年3月)。
- (68) 参照、本多正樹・前掲論文「被仕向銀行の相殺(上)」43頁 [前掲註48]。
- (69) 差押え債権者に対する不当利得返還請求を認めるものとして、上野隆司・発言、前掲「鼎談 誤振込みをめぐる法律問題」33頁 [前掲註66]、岡本雅弘・前掲論文「預金の払戻請求」5頁 [前掲註67]。

第四章 決済性預金の特徴 振込依頼人の優先性の限界

ここまでの議論は結局、誤振込に係る預金債権について振込依頼人が優先的に返還を受けるにはどうするか、という事柄に集約できる。

この議論は、実は誤振込に係る預金（債権）部分を特定できるということが、かなりの範囲で前提となっている。しかし振込先として指定される口座は、普通預金口座もしくは当座預金口座であって、預金額は振込や引出しなどの出し入れにより変動し、常に一定額に保たれているのではない。変動性の預金、すなわち決済性預金であることが、大きな特徴である。このような特徴をもつ預金債権において、果たしてそもそも誤振込に係る部分というものを観念し、特定することができるものなのだろうか。

このような疑問が、振込依頼人の優先的な回収を認めようとする見解（すなわち銀行による相殺を認めず、あるいは一般債権者の差押えに対し第三者異議の訴えを許す等）に対し、絶えず突きつけられた問題であった。

「当座取引や普通預金取引においては、一口の預金口座において常時預金の入出金が繰り返されておるものである。そこでもし...その口座に振込み前からの預金残高があり、その一部の払い戻しなどのあった場合に残っている預金残高は振込金の分か以前からの分かの区別が付かなくなっていたら、その振込の効力はどう解することになるのか。また、振込依頼人に対し数口の売掛債権をもつ受取人に、その一部支払いと認められる振込みのあった後で、その振込みは定期的に早すぎたといって『誤振込』の取戻しを請求されたとき、その振込みの効力はどうなるのか。実務家として判断に苦しむことになるのである。」⁽⁷⁰⁾

そこでこの問題については、場合を分けて考えるのがよいと思う。

1. 出し入れが頻繁に行われたため、もはや誤振込に係る預金部分というものを特定し、観念することができなくなっている場合

この場合には、第三章までに述べた事柄は、そのままでは当てはまらない。新たな立法あるいは内国為替取扱規則等での新たな明文化が必要となるであろう。主唱者は言う。

「受取人の預金口座への入金記帳時から差押時までに預金残高の変動があった場合に、[振込依頼人の] 優先権が付与される範囲を画定するルールを併せて用意しなければ、...様々な場合において一貫した解決を導くのは難しい...。振込依頼人に先取特権に類似した優先権を付与するという根本的な解決は、執行手続を含めて考えると、立法的手当によってその実現が可能である...。[また、同様の] 手続を、振込システムを運営する金融機関の相互間および利用者との契約条項(約款)の改正により作り上げることは十分に可能である...。」⁽⁷¹⁾

ただし、誤振込が問題となる事案の多くは、受取人が事実上破産(倒産)している状態にあり、したがって受取人に対し不当利得返還請求をなしたとしても、実際にはその資力を当てにすることはできず、つまりは預金口座に振込金等が競合したり、その口座残金の頻繁な出し入れなどがおよそ考えにくい場合であろう。だからこそ、そこに唯一残っている誤振込金の争奪が、関係当事者間でなされるのであり、この場合に「棚ぼた」式の受益を許さず、その金員の出捐者たる振込依頼人に何とか取得させようとして、議論が展開されてきたといえる。⁽⁷²⁾

したがって、振り込め詐欺の場合と異なり、誤振込に限ってならば、立法あるいは為替取扱規則改正の必要性は、それほど大きくはないといえるのではなかろうか。

2. 出し入れが少ないため、誤振込に係る預金部分なるものを特定し、観念することができる場合

結局は程度の問題ということになるが、出し入れが比較的少ないため、実質的に誤振込に係る預金部分を特定し、観念することができる場合が存する。この特定について、高度の厳密さを求めるならば、誤振込がなされた後、口座が凍結されたかのように全く出し入れがない状態であればならぬということになる。がそこまで厳密に考えるべきではない。多少の異動はあっても、誤振込に係る預金の中核となる部分が存在している状態であれば、ここでの「特定性」を保持していると見るべきであろう。

「振込送金の日時、金額および当座預金口座の入出金の状況から、どの被害者の振込送金にかかる預金が残存しているのかといった特定はなお可能ではないかと解される⁽⁷³⁾」

したがって、このような場合には、第三章までに述べた事柄をそのままあてはめることができる。もともと「組戻し」自体が、このような特定性を前提としてつくられている手続きであるといえる。よって一部の銀行側実務家が、一方で「組戻し」の手続きを認めながら、他方では特定性を認めないというのは、矛盾なのである⁽⁷⁴⁾。

しかも、最高裁は、騙取金による弁済の判例において、不当利得返還請求を認める理由として、社会通念上被騙取者の金銭で第三者の利益を図ったと認められるだけの連結があるからと述べている。が、この連結性は、誤振込とそれに係る預金債権との間では、電子機器（コンピューター）上での処理であるだけに、より直接的で、より強く認められるといえよう。

振込金 = 受取人名義の預金 = 返還の対象物という、このような「特定性」を認める考え方には、解釈論としては、数種ある⁽⁷⁵⁾。

(1) 預金債権に対する何らか物権的な追及効を唱える説（「物権的価値返還請求権」説）。

これは、金銭所有権を他の有体物所有権と同列に置くことはできないものの、金銭において常に所有と占有が分離しえないとまで考えるべきでなく、金銭の「価値」の所有権なるものを観念することは可能であるとし、その前提の下、金銭の「価値」が所有者の意思に基づかずに移転した場合には、「価値」の同一性が保たれている限り、金銭価値の所有者には物権的請求権（物権的価値返還請求権）が認められるとの見解を、主題の場合に適用しようとする説である⁽⁷⁶⁾。（預金債権について、より端的に「所有権」を認める見解も、この中に含まれよう。）⁽⁷⁷⁾

(2) 信託法理を活用する説

「単なる預託ではなく、決済のためにその意思に基づいて振込金を交付した場合には、受領者に金銭所有権が移転すると解さざるをえない⁽⁷⁹⁾」という批判もあること、および専用口座に保管されていた公共工事の前払金の帰属が問題となった事案で、最高裁が当事者間に明示的な意思表示がなくても信託の成立を認めたことなどから、むしろ進んで一定目的のための「預託」と解し、受取人を受託者、振込依頼人を受益者とする信託が成立しているとし、その上で信託財産の保護の観点から、振込依頼人の利益を図ろうとする説である⁽⁸⁰⁾。⁽⁸¹⁾

(3) 「無名の先取特権」の存在による説

これは、信用を与えることなく他人の財産を物理的な意味で増加させた振込依頼人の不当利得返還債権に、一種の先取特権を認める説である⁽⁸²⁾。

これらのうち、「信託法理を活用する説」は、妥当な結論を得るといふ当面の目的には沿う見解だが、いかなる場合に信託が成立するか、その成立を認めた場合にいかなる効果が生ずるか明確でない上、技巧的に⁽⁸³⁾

過ぎるように思われる。また「無名の先取特権」の存在による説は、提唱者が「有体物所有権に関する伝統的・一般的な考え方とはおおいに異なる⁽⁸⁴⁾」と批判する「物権的」保護説以上に、伝統的・一般的な考え方と異なるものである⁽⁸⁵⁾。

何らか物権的な追及効を唱える説（「物権的価値返還請求権」説）は、振込金に係わる預金債権について、条理上（良識）からもむしる素直な解釈であろう。私は、この説に抛りたい。金銭に関する所有権 = 占有権という考え方を絶対的なものと捉えるのは、やはり一種の「教条的見解」といえるのではないだろうか。

- (70) 鈴木正和・前掲論文「預金者の認定」105-106頁 [前掲註24]。
- (71) 森田宏樹・前掲論文「『振込取引の法的構造』189-190頁 [前掲註5]
- (72) 参照、後藤紀一・前掲論文「最近の判例と問題点」16頁 [前掲註23]。
- (73) 滝澤孝臣「いわゆる『振り込め詐欺』の被害者が振込先の銀行の預金口座の名義人に対する債権を被保全債権、同名義人を被代位者とする債権者代位権を行使して同銀行に対して同名義人の預金の払戻しを求めることの可否（積極）（下）（判批・東京地判 平成17年3月30日）」金融法務事情1756号68頁（平成17年12月）。
- (74) 同旨を述べるものとして、伊藤高義・前掲論文「（判批・名古屋地判平成16年4月21日）」143頁 [前掲註37]。「誤振込に対する組戻しとして行われてきた銀行実務は、実は、金銭に対するこの物的な返還請求権（追及効）を反映するものであることが理解される」と。
- (75) なお、本文掲記以外に、例えば債権者取消権を利用する説等もありうるだろう（参照、加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』654頁以下、とくに664頁、有斐閣（昭和61年10月））。
- (76) 四宮和夫「物権的価値返還請求権について」、『[我妻栄先生追悼論文集] 私法学の新たな展開』183頁以下、有斐閣（昭和50年9月）。
- (77) 花本広志「もぎたて判例紹介・第三者異議事件（最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日）」法学セミナー502号89頁（平成8年10月）。
- (78) 道垣内弘人「誤振込による受取人の預金の成否（最判 [第二小法廷] 平成8年4月26日）」『手形小切手判例百選 [第五版]』別冊ジュリスト144号221頁（平成9年7月）。

- (79) 松岡久和・前掲論文「刑法と民法の交錯」102頁 [前掲註62]。
- (80) 最判平成14年1月17日民集56巻1号20頁 (金融法務事情1645号51頁)。
- (81) 参照, 岩原紳作・森下哲朗「預金の帰属をめぐる諸問題」金融法務事情1746号42頁 (平成17年8月), 大村敦「[論点講座・もう一つの基本民法] 不当利得 誤振込をめくって」法学教室300号103頁 (平成17年9月)。
- (82) 松岡久和・前掲論文「刑法と民法の交錯」100頁 [前掲註62] など。
- (83) 岩原紳作・森下哲朗, 前掲論文「預金の帰属」42-43頁 [前掲註81] など。
- (84) 松岡久和・前掲論文「刑法と民法の交錯」102頁 [前掲註62]。
- (85) 三枝健治・前掲論文「預金債権成立後の対応(下)」23頁 [前掲註42]。